

| 根拠条文                  |         | 明示すべき事項                  |  | 備考  |
|-----------------------|---------|--------------------------|--|---|
| がけ付近の建築物<br>※全ての建築物   | 条例第4条   | <input type="checkbox"/> | 高さが2メートルを超えるがけ(傾斜度が30度以上)に近接して建築する場合、1.5Hのラインを配置図に明示すること。<br>ただし書き許可を受けた場合、その許可書の写しを添付   | ・条例第4条第2項第3号に基づくがけ地に近接する建築物の認定基準(平成31年3月29日 住まいまちづくり課通知)参照<br>・がけの断面図及び配置図に断面位置を記載  |
|                       |         | <input type="checkbox"/> | がけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置ががけ区域(災害危険区域を除く。)内であるときは、法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合を除き、擁壁の設置の状況を示す図書又は急傾斜地崩壊防止工事が施行等に該当することを証する書面(急傾斜地崩壊防止工事施工確認書)、若しくは特定行政庁から安全上支障がないとを認定を受けたことを証する書面  | ※「急傾斜地崩壊防止工事施工確認書」は各県土整備事務所の維持管理課に申請すること<br>※急傾斜地崩壊危険区域内で工事をする場合、別途各県土整備事務所に申請が必要   |
| 土砂災害特別警戒区域<br>(レッド区域) | 法第80条の3 | <input type="checkbox"/> | レッド区域が敷地に掛かる場合、区域線   | ※居室がある場合<br>※都市計画区域外の確認申請の要否は「レッド区域内における建築物に対する建築基準法の適用についての考え方」を参照<br>※レッド区域内で特定開発行為をする場合、別途各県土整備事務所に申請が必要   |
|                       |         | <input type="checkbox"/> | 法第80条の3本文に規定する構造方法を用いて建築する場合や擁壁等を設置する場合、図書を添付  |   |
| 工場等調査                 | 細則第2条   | <input type="checkbox"/> | 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物を建築するときは、様式第1号による調査  |   |
| 浄化槽                   | 細則第2条   | <input type="checkbox"/> | 法第31条第2項の規定により尿(し)尿浄化槽を設置するときは、様式第2号による調査  | ※水源地の位置などについて事前に市町村の浄化槽担当課に相談すること   |
| 角地緩和                  | 細則第11条  | <input type="checkbox"/> | いずれかに該当することがわかるよう配置図に明示<br>(1) 幅員が4メートル以上の2以上の道路(その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの<br>(2) 幅員が4メートル以上の道路及び公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路及び公園又は広場に接するもの<br>(3) 知事が定める基準を満たす道路、河川、水路その他これらに類する土地(以下この号において「道路等」という。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さ3分の1以上が当該道路等に接するもの | 鳥取県告示第296号(平成12年5月2日)<br>※規則第11条第3号の知事が定める基準は、同号に規定する道路等(2以上の道路等が互いに接している場合は、それらをつ一つの道路等とみなす。)当該道路等が接する建築物の敷地との境界線から当該道路等の当該境界線と反対側の境界線までの距離(以下「幅員」という。)が全て4m以上であり、かつ、その幅員の平均が5m以上であることとする。 |

#### 関係法令、条例等

| 法・条例等                              |                     | 明示すべき事項                  |  | 備考  |
|------------------------------------|---------------------|--------------------------|--|---|
| 鳥取県福祉のまちづくり<br>条例関係<br>※特別特定建築物の場合 | 規則様式等               | <input type="checkbox"/> | チェックリストに該当事項をチェック<br>適用外の項目は斜線若しくは網掛けをする                     |   |
|                                    |                     | <input type="checkbox"/> | 福祉のまちづくり条例の対象設備を明示した図書(配置図、各階平面図、平面詳細図、設備図)                  | (記載が必要な内容例)<br>敷地内通路の幅員、仕上等<br>主たる出入口、車いす使用者用駐車場<br>視覚障害者等移動円滑化経路<br>出入口の幅員、廊下の幅員、車いす使用者用便所等条例の対象となる施設の仕様や寸法等<br>便所、昇降機の形状、仕様等条例の対象となる施設の仕様や寸法等 |
| 伝統的建造物群保存地区                        | 条例                  | <input type="checkbox"/> | 許可の写しを添付   | 倉吉市、大山町、若桜町、智頭町   |
| 盛土規制法<br>盛土条例                      |                     | <input type="checkbox"/> | 盛土規正法、盛土条例の許可証(開発許可のみなし許可を含む)、または不要であることを協議した協議書             | 規制対象に該当するか、盛土規制法所管課に事前相談を行うこと   |
| 都市計画法<br>開発許可                      | 都市計画法第29条、<br>法第43条 | <input type="checkbox"/> | ・開発行為や建築許可がいない場合は、その許可書の写しの添付<br>・開発道路の場合は配置図に完了告示番号と告示日を明記  |   |
| 都市計画施設等の区域                         | 都市計画法第53条<br>関係     | <input type="checkbox"/> | ・配置図に計画線及び許可番号・許可年月日を配置図に明記<br>・都市計画法53条の規定による市町村長の許可書の写しを添付 |   |
| 地区計画                               | 都市計画法第12条<br>の5     | <input type="checkbox"/> | 市町村への届出・適合通知の写し  | 鳥取市:24地区(北園・覚寺地区 他)、米子市:13地区(観音寺地区 他)<br>境港市:2地区(境港新都市地区、渡町板橋地区)、日吉津村:2地区(樽屋北地区、富吉北地区)  |
| 臨港地区                               | 港湾法第40条             | <input type="checkbox"/> | 分区内の規制   | 鳥取市、米子市、境港市   |

#### その他(関係法令ではないが、計画の際に気をつけるべき地域)

| 法・条例等                     | 所管等  |
|---------------------------|--|
| 景観形成重点地域(景観法、景観形成条例、景観計画) | 所管:景観行政団体(鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、三朝町、湯梨浜町)とそれ以外の区域は県 ※景観計画による制限あり |
| 自然公園法の特別地区(自然公園法第20条)     | 所管:環境省 ※建蔽率、後退距離、色彩等の制限あり                                  |
| 漁港区域                      | 所管:県港湾事務所 ※港湾施設の用途の制限あり                                    |
| 風致地区                      | 所管:米子市(湊山風致地区)   |

その他は、県策定予定のマニュアル参照

#### (参考)確認済証交付後の建築主等の変更

| 根拠条文  |       | 明示すべき事項                  |  | 備考                              |
|-------|-------|--------------------------|--|---------------------------------|
| 氏名等変更 | 細則第3条 | <input type="checkbox"/> | 当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、様式第3号による届書を建築主事に提出 | ※変更が生じた際は、副本とともに建築主事等への届出の提出が必要 |

## 省エネ基準に係る確認申請書類に添付する図書等のチェックリスト

### (1)仕様規定による適合確認の場合

| 種別   | 記載項目                     |               | 記載する設計図書の例      |
|------|--------------------------|---------------|-----------------|
| 仕様書  | <input type="checkbox"/> |               | 仕様書             |
| 外皮   | <input type="checkbox"/> | 仕様基準の対象部位     | 平面図、断面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 建築物の種類(建て方)   | 平面図             |
|      | <input type="checkbox"/> | 部位の構造及び工法     | 平面図、断面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 断熱材の施工法       | 平面図、断面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 部位の熱貫流率       | 平面図、断面図、熱貫流率計算書 |
|      | <input type="checkbox"/> | 部位の断熱材の熱抵抗値   | 仕様書、平面図、断面図     |
|      | <input type="checkbox"/> | 開口部の熱貫流率      | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 窓の日射熱取得率      | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | ガラスの日射熱取得率    | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 付属部材の有無       | 平面図、断面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | ひさし、軒等の有無     | 断面図、立面図         |
| 暖房設備 | <input type="checkbox"/> | 暖房方式          | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 暖房設備の種類及びその効率 | 仕様書、平面図         |
| 冷房設備 | <input type="checkbox"/> | 冷房方式          | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 冷房設備の種類及びその効率 | 仕様書、平面図         |
| 換気設備 | <input type="checkbox"/> | 比消費電力         | 仕様書             |
|      | <input type="checkbox"/> | 換気方式          | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | ダクトの内径        | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 電動機の仕様        | 仕様書             |
| 照明設備 | <input type="checkbox"/> | 非居室の照明設備の種類   | 仕様書、平面図         |
| 給湯設備 | <input type="checkbox"/> | 給湯機の種類        | 仕様書、平面図         |
|      | <input type="checkbox"/> | 給湯機の効率等       | 仕様書             |

上表において、建材又は設備機器等の種別や性能値等を示す際は、国立研究開発法人建築研究所が定めホームページ上で公開する、技術情報(<https://www.kenken.go.jp/becc/>、以下「建研技術情報」という。)に記載するJIS等の規格に基づく種別、性能値等である必要がある。そのため、図面等においては性能値の根拠となる規格等に関する情報を明示する必要があるため留意されたい。

省エネ性能の根拠となるカタログ等の添付を県取り扱いにより求める予定です。

### (2)省エネ性能適合性判定による適合確認の場合

|      |                          |                      |
|------|--------------------------|----------------------|
| 添付資料 | <input type="checkbox"/> | 適合性判定通知書、計画書の原本または写し |
|------|--------------------------|----------------------|

### (3)その他

#### 省エネ適判を省略する場合

|   |                          |     |                         |
|---|--------------------------|-----|-------------------------|
| 設計住宅性能評価を受けた場合(長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合も同様) | <input type="checkbox"/> | 宣言書 | ※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要 |
|---|--------------------------|-----|-------------------------|

#### 省エネ適判通知書の交付を受けたものとみなされる場合

|                                |                          |         |  |
|--------------------------------|--------------------------|---------|--|
| 省エネ性能向上計画認定、低炭素建築物新築等の認定を受けた場合 | <input type="checkbox"/> | 認定証等の写し |  |
|--------------------------------|--------------------------|---------|--|

## 2. 確認申請様式の記載例と注意事項

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事等又は指定確認検査機関 ●●●● 様

令和7年○月○

申請者氏名 住宅 太郎 ←

【第二面】建築主と同一としてください。  
法人の場合は代表者の氏名と名称を記入してください。  
複数人の建築主の場合は、全ての人を記入してください。  
押印は不要です。

設計者氏名 建築 次郎 ←

【第二面】代表となる設計者の氏名を記入してください。  
押印は不要です。

|       |          |      |        |
|-------|----------|------|--------|
| ※手数料欄 |          |      |        |
| ※受付欄  | ※消防関係同意欄 | ※決裁欄 | ※確認番号欄 |
| 年 月 日 |          |      | 年 月 日  |
| 第 号   |          |      | 第 号    |
| 係員氏名  |          |      | 係員氏名   |

申請書 第二～三面の記載内容は、建築計画概要書 第一～二面と建築工事届と同じ項目があります。  
訂正等が発生した場合は、建築計画概要書・建築工事届の訂正も忘れずをお願いします。

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ジュウタク タロウ  
 【ロ. 氏名】 住宅 太郎  
 【ハ. 郵便番号】 ●●●●-●●●●  
 【ニ. 住所】 ●●●●市●●町●-●-●  
 【ホ. 電話番号】 ●●●●-●●-●●●●

・複数の建築主がいる場合は、別紙(追加の建築主)に記入してください。  
 ・建築主の漢字、地名地番の表記等ご注意のうえ作成してください。

【2. 代理者】

【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 ○○○○ 号  
 【ロ. 氏名】 建築 次郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( 1 級 ) 建築士事務所 ( ○○ ) 知事登録第 ○○○○ 号  
 ○○○○建築設計事務所  
 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○  
 【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○  
 【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○

建築主以外の方が申請する場合は、委任を受けた建築士事務所名・建築士名を記入し、委任状を添付してください。

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 ( 1 級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 ○○○○ 号  
 【ロ. 氏名】 建築 次郎  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( 1 級 ) 建築士事務所 ( ○○ ) 知事登録第 ○○○○ 号  
 ○○○○建築設計事務所  
 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○  
 【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○  
 【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図、構造図等の全ての設計図書一式

設計者が複数の場合は、代表となる設計者を記入してください。

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

全ての設計図書設計者が複数の場合、【ト. 作成又は確認した設計図書】欄に各々が作成した設計図書名を記入してください。

【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第

他の建築士が設計した図書がある場合はその他の設計者欄に記入してください。図面枠に記載の建築士名と一致させること。

【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

下に該当する場合記載します。

○構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物

建築士法第3条第1号に規定する建築物(一級建築士の業務独占に係る建築物)のうち、法第20条第1項第1号(高さ<sup>が</sup>60m超の建築物)又は、法第20条第1項第2号(ルート2、ルート3、限界耐力計算による構造計算を行い構造計算適合性判定(ピアチェック)が義務付けられている高さ60m以下の建築物)

※増築、改築、大規模修繕・大規模模様替(増改築等)の場合は、増改築等の後に法第20条第1項第1号又は第1項第2号に該当し、一級建築士でなければ行うことができない規模の増改築等。

※法第86条の7の規定による法第20条の規定が適用されない増改築等の場合、構造設計一級建築士の関与は不要。(構造計算の安全証明書の写しの添付が必要)

○設備設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物

階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の建築物  
※増改築等の場合は、階数が3以上、かつ、床面積5,000㎡超の増改築

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

建築士法第20条第5項に規定する場合(設計に係る場合に限る。)に、建築設備士の資格を有する者について記入します。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

申請建築物に係る全ての工事監理者を記入してください。  
工事監理者が複数の場合、工事と照合する設計図書欄に各々が照合する設計図書名を記入してください。

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( 1級 ) 建築士 ( 大臣 ) 登録第 ○○○○ 号
- 【ロ. 氏名】 建築 次郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( 1級 ) 建築士事務所 ( ○○ ) 知事登録第 ○○○○ 号  
○○○○建築設計事務所
- 【ニ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
- 【ホ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○
- 【ヘ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 意匠図、構造図等の全ての設計図書一式

工事監理者が未定ときは、「未定:決定次第報告」と記入してください。  
※工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

工事施工者が2以上の場合は、代表となる工事施工者を記入し、別紙に他の工事施工者について棟別に記入してください。

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 建設 一
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可( 大臣 )第 (特-6) ○○○○号  
有限会社一建設
- 【ハ. 郵便番号】 ○○○-○○○○
- 【ニ. 所在地】 ○○県○○市○○町○丁目○-○
- 【ホ. 電話番号】 ○○○○-○○-○○○○

工事施工者が未定ときは、工事着手前までに「建築主氏名等変更届」、又は「指定確認検査機関が定める様式」を提出してください。

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ( )  
未申請 ( )  
申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 (〇〇県〇〇センター 〇〇県〇〇市)  
未提出 ( )  
提出不要 ( )

【9. 備考】

〇〇邸新築工事

「建築物の名称」または「工事名」を記入してください。  
 ※確認済証の「建築物の名称」欄に表示されます。(検査センターは「建築物の名称」欄はありません)

【申請済の場合】

申請をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。

(記載例)

■申請済 (〇〇県〇〇センター 〇〇県〇〇市)

【未申請の場合】

申請する予定の指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。申請後速やかに申請した旨を報告してください。

(記載例)

■未申請 (〇〇県〇〇センター 〇〇県〇〇市)

【提出済の場合】

提出をした登録建築物省エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入します。

【未提出の場合】

提出する予定の登録建築物省エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。申請後速やかに申請した旨を報告してください。

【提出不要の場合】

提出不要となる理由(該当する号番号等)を( )内に記入してください。

| 評価方法等                        | 推奨する記入内容                              |
|------------------------------|---------------------------------------|
| 仕様基準                         | 第1号イに該当                               |
| 誘導仕様基準                       | 第1号ロに該当                               |
| 設計住宅性能評価を受けた場合               | 第2号に該当<br>※評価書の写しの添付又は宣誓書の提出が必要       |
| 長期優良住宅の認定または長期使用構造等の確認を受けた場合 | 第3号に該当<br>※認定通知書又は確認書の写しの添付か宣誓書の提出が必要 |
| 高い開放性を有する部分のみ、10㎡以内の新築・増改築等  | 規制対象外<br>※提出時に開放部分の床面積を示す図書を添付してください。 |

建築に係る部分の床面積が10㎡以下である場合、法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合、その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 ○○県○○市○○町△-△

【2. 住居表示】 ○○県○○市○○町○-○-○

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】  
 都市計画区域内 (  市街化区域  市街化調整区域   
 準都市計画区域内  都市計画区域及び準都市計画区域 )

【4. 防火地域】  防火地域  準防火地域  指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法第22条区域

【6. 道路】  
 【イ. 幅員】 6.00m  
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 11.00m

【7. 敷地面積】  
 【イ. 敷地面積】 (1) ( 165.00㎡ ) ( ) ( )  
 (2) ( ) ( ) ( )  
 【ロ. 用途地域等】 (第1種低層住居) ( ) ( )  
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】  
 ( 100% ) ( ) ( )  
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】  
 ( 50% ) ( ) ( )  
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 165.00㎡  
 (2) ( ) ( )  
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】  
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】  
 【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】  
 新築  増築  改築  移転  用途変更  大規模の修繕

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 )  
 【イ. 建築物全体】 ( 71.21㎡ ) ( ) ( )  
 【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 ( 71.21㎡ ) ( ) ( )  
 【ハ. 建蔽率】 43.16%

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 )  
 【イ. 建築物全体】 ( 122.21㎡ ) ( ) ( )  
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ホ. 認定機械室等の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ヘ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( )  
 【チ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( )  
 【リ. 自家発電設備の設置部分】 ( ) ( ) ( )  
 【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( )

・地番が何筆もある場合、全て記入してください。  
 ・地番の一部が敷地の場合「○○番地の一部」、「○○、○○番地の各一部」と記入してください。  
 ・正確に記入をお願いします。

住居表示が定められている場合のみ記入してください。住居表示は各市町村にお尋ねください。

建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

・2以上の道路がある場合、2m以上接している道路のうち最も幅員の大きいものを記入してください。  
 ・道路幅員に側溝は含まれますが、法敷き、水路は含まれません。有効幅員を記入してください。  
 ・接道している道路幅員が一定でない場合は、最大幅員の位置から法令及び条例に基づく接道に必要な長さの位置における幅員を記入します。  
 ・法42条2項道路(みなし道路)の場合は「4m」と記入します。

道路幅員が12m未満の場合は、用途地域により定められた容積率と前面道路の幅員による容積率(道路幅員×住居系0.4・その他0.6)の小さい方の容積率を記入してください。

・容積率、建蔽率が2以上にわたる場合、加重平均の%を記入します。  
 ・角地緩和に該当する場合には基準の建蔽率+10%の数値を記入してください。【チ】に「角地緩和」と記入してください。

敷地単位の主要用途を具体的に記入してください。また、兼用住宅の場合は兼用部分の具体的な用途を( )書きで記入してください。住宅以外の用途の場合も具体的な用途を記入してください。

敷地単位での工事種別にチェックしてください。

小数点第3位以下を切り上げとして第2位まで記入してください。

建物内及び敷地内に自動車車庫及び自転車庫がある場合はその床面積を記入してください。



・建築物が複数棟ある場合は、棟別に通し番号をふり、棟別に概要を記載します。  
 ・延べ面積が10㎡以内のものを除きます。(第五面、第六面も同じ。)

(第四面)

建築物別概要

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 【1. 番号】                    | 1  |
| 【2. 用途】                    | (区分 08010) 一戸建ての住宅<br>(区分 )<br>(区分 )<br>(区分 )<br>(区分 )   |
| 【3. 工事種別】                  | <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕   |
| 【4. 構造】                    | 木造 一部 造  |
| 【5. 主要構造部】                 | <input type="checkbox"/> 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)<br><input type="checkbox"/> 耐火構造 (防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)<br><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準<br><input type="checkbox"/> 準耐火構造<br><input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)<br><input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)<br><input checked="" type="checkbox"/> その他 |
| 【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 | <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造<br><input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物<br><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する<br><input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造<br><input type="checkbox"/> その他<br><input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない                                      |
| 【7. 建築基準法第61条の規定の適用】       | <input type="checkbox"/> 耐火建築物<br><input type="checkbox"/> 延焼防止建築物<br><input type="checkbox"/> 準耐火建築物<br><input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物<br><input type="checkbox"/> その他<br><input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第61条の規定の適用を受けない   |
| 【8. 階数】                    |  |
| 【イ. 地階を除く階数】               | 2  |
| 【ロ. 地階の階数】                 |  |
| 【ハ. 昇降機塔等の階の               |  |
| 【ニ. 地階の倉庫等の階               |  |

申請棟に2以上の用途がある場合  
(例 兼用住宅の場合)、全ての用途を記入してください。

申請棟の工事種別をチェックしてください。

該当するものにチェックしてください。  
 耐火構造: 令第107条の基準に適合する構造  
 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する建築物: 耐火性能検証法  
 準耐火構造: 令第107条の2、令第112条第2項、令第109条の5第1号(告示令和元年第193号)、令第110条第1号(告示平成27年第255号)  
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1): 令第109条の3第1号  
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2): 令第109条の3第2号  
 その他: 上記のいずれにも該当しない場合

該当するものにチェックしてください。  
 令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造: 法第21条第1項に該当する木造建築物で、令第109条の5第1号(告示令和元年第193号)適用の場合(火災時対策建築物)  
 法第21条第1項ただし書きに該当する建築物: 令第109条の6の基準に適合する場合  
 令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造: 法第27条第1項に規定する特殊建築物で、令第110条第1号(告示平成27年第255号)適用の場合(避難時対策建築物)  
 その他: 法第21条又は第27条の規定の適用を受ける場合で、上記のいずれにも該当しない建築物  
 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない: 上記のいずれにも該当しない場合

該当するものにチェックしてください。  
 耐火建築物: 令第136条の2第1号イの基準に適合する建築物  
 延焼防止建築物: 令第136条の2第1号ロの基準に適合する建築物  
 準耐火建築物: 令第136条の2第2号イの基準に適合する建築物  
 準延焼防止建築物: 令第136条の2第2号ロの基準に適合する建築物  
 その他: 法第61条の規定の適用を受ける場合で、上記のいずれにも該当しない建築物  
 建築基準法第61条の規定の適用を受けない: 防火地域以外・準防火地域以外の場合

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 8.114m  
【ロ. 最高の軒の高さ】 6.404m

・設置される建築設備を記入してください。  
・「合併浄化槽」も記入を忘れないでください。

【10. 建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気、冷暖房

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項の審査

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項の審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを証明した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 号  
第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】

ルート2建築主事等が審査を行う場合の特例の有無です。(※県内特定行政庁でルート2審査は行っていません。)

特例の有に該当する場合、該当する号番号を記入してください。  
第1号: 認定型式に適合する建築部分を有する建築物(構造や防火等の単体規定についての型式適合認定)  
第2号: 認定型式に適合する建築部分を有する建築物(尿尿浄化槽やエレベーター等の建築設備規定についての型式適合認定)  
第3号: 第6条第1項第3号の建築物で建築士が設計したもののうち、防火、準防火地域以外における一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く)  
第4号: 第6条第1項第3号の建築物で第3号に掲げる一戸建ての住宅以外の建築物

【12. 床面積】

|                | (申請部分)      | (申請以外の部分) | (合計)        |
|----------------|-------------|-----------|-------------|
| 【イ. 階別】 ( 2 階) | ( 52.99㎡ )  | ( )       | ( 52.99㎡ )  |
| ( 1 階)         | ( 69.22㎡ )  | ( )       | ( 69.22㎡ )  |
| ( 階)           | ( )         | ( )       | ( )         |
| ( 階)           | ( )         | ( )       | ( )         |
| ( 階)           | ( )         | ( )       | ( )         |
| 【ロ. 合計】        | ( 122.21㎡ ) | ( )       | ( 122.21㎡ ) |

最上階から順に記入してください。

【13. 屋根】 粘土瓦

【14. 外壁】 窯業系サイディングボード厚18mm(PC030BE-○○○○)

【15. 軒裏】 繊維混入ケイ酸カルシウム板厚11mm(QF030RS-○○○○)

【16. 居室の床の高さ】 640mm

【17. 便所の種類】 水洗

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。

令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には記入してください。  
(記入例)  
【19.備考】 令第121条の2の適用を受ける屋外階段が木造である。

「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください。

階、棟ごとに作成してください。

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 2

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,730mm

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】  有  無

【7. 用途別床面積】

|      | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (床面積)  |
|------|---------|-------------|--------|
| 【イ.】 | 08010   | 一戸建ての住宅     | 52.99㎡ |
| 【ロ.】 |         |             |        |
| 【ハ.】 |         |             |        |
| 【ニ.】 |         |             |        |
| 【ホ.】 |         |             |        |
| 【ヘ.】 |         |             |        |

・木造で軸組み工法の場合に記入してください。  
 ・柱の小径は最少の断面寸法を記入します。  
 ・横架材間の垂直距離は、2階建ての場合、1階部分は土台の上端から2階床ばり・胴差しの下端まで、2階部分は2階床ばり・胴差しの上端から小屋ばり・軒げたの下端までの寸法です。

・階の高さは、1階は1階の床の仕上材から2階の床仕上げ材までの寸法です。  
 ・2階建ての2階など最上階の場合は階の高さがないので記入しないでください。

複数の天井高さが有る場合は、低い天井高さを記入して下さい。  
 居室の無い階の場合は記入しないでください。

有無にチェックしてください。  
 ※特定天井  
 国交告示H25第771号第二に定めるもので、以下の1～4に該当するものです。  
 1. 吊天井  
 2. 居室、廊下等の人が日常立ち入る場所に設けられているもの  
 3. 高さが6m超え、水平投影面積が200㎡超え  
 4. 天井面構成部材等の単位面積質量が2kg/㎡

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,844mm

【5. 階の高さ】 2,900mm

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】  有  無

【7. 用途別床面積】

|      | (用途の区分) | (具体的な用途の名称) | (床面積)  |
|------|---------|-------------|--------|
| 【イ.】 | 08010   | 一戸建ての住宅     | 69.22㎡ |
| 【ロ.】 |         |             |        |
| 【ハ.】 |         |             |        |
| 【ニ.】 |         |             |        |
| 【ホ.】 |         |             |        |
| 【ヘ.】 |         |             |        |

・2以上の用途がある場合、それぞれの用途区分記号、具体的な用途、及びその用途ごとの面積を記入してください。  
 ・増築等の場合、既存部分を含んだ用途毎の面積を記入してください。

EXP.J 等で区画された  
構造別棟ごとに作成し  
てください。

(第六面)

建築物独立部分別概要

・建築物が1の時は「1」と記入してください。  
・独立部分が2以上ある場合は、枝番をつける。「1-1」、  
「1-2」  
・建築物が2以上の時は申請建築物毎に通し番号を記  
入してください。

| 申請建築物<br>の棟数 | 1棟 | 1棟(Exp.Jで構造<br>上分離) |     | 2棟  |     | 1棟(構造上分<br>離していない) |
|--------------|----|---------------------|-----|-----|-----|--------------------|
| 四面の番号        | 1  | 1                   |     | 1   | 2   | 1                  |
| 六面の番号        | 1  | 1-1                 | 1-2 | 1-1 | 1-2 | 2                  |
| パターン         |    |                     |     |     |     |                    |

・申請建築物毎に記入してくだ  
さい。  
・建築物の数が1の時は記入する  
必要はありません。

・新築又は構造現行法適合への増  
築で適合性判定が必要な場合:**特  
定構造計算基準**  
・構造既存不適格への増築で適合  
性判定が必要な場合:**特定増改築  
構造計算基準**

□建築基準法施行令第81条第1項  
各号に掲げる基準に従った構造計  
算:時刻歴応答解析(大臣認定)  
□建築基準法施行令第81条第2項  
第1号イに掲げる構造計算:**保有  
水平耐力計算(ルート3)**  
□建築基準法施行令第81条第2項  
第1号ロに掲げる構造計算:**限界  
耐力計算**  
□建築基準法施行令第81条第2項  
第2号イに掲げる構造計算:**許容  
応力度等計算(ルート2)**  
□建築基準法施行令第81条第3項  
に掲げる構造計算:**(ルート1)**

構造計算に用いたプログラムが特  
定できるよう記載してください。

構造既存不適格への増改築の場合に基準区分を記入してください。  
○構造既存不適格部分への増改築が1/2超の場合  
・一体増築:**(一号ーイ)**  
・EXP.J 増築:**(一号ーロ)**  
○構造既存不適格部分への増改築が1/2以下で1/20超かつ50㎡超の場合  
・構造計算又は20 条第1項4号の木造で壁量計算による場合:**(二号ーイ)**  
・20 条第1 項4 号で基礎補強による場合:**(二号ーロ)**  
○構造既存不適格部分への増築が1/20 以下かつ50 ㎡以下の場合:**(三号ーイ)**

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】  
【イ. 最高の高さ】  
【ロ. 最高の軒の高さ】  
【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )  
【ニ. 構造】 造 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】  
 特定構造計算基準  
 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】  
 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算  
 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】  
【イ. 名称】  
【ロ. 区分】  
 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプ  
(大臣認定番号 )  
 その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】  
( )

【8. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。
- ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。  
また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項各号に掲げる特定建築行為のうち該当するものの号番号（同項第1号に該当する場合にあっては、号番号及び同号イ又はロのうち該当するもの（気候風土適応住宅に該当する場合にあっては、その旨を含む。））を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、建築に係る部分の床面積が10平方メートル以下である場合、建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築である場合その他の提出が不要であることが明らかかな場合は、記入する必要はありません。
- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合において

は、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。

- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。  
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出した距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出した距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅

の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- ⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑰ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。
- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
  - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
  - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
  - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
  - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
  - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑱ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑲ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑳ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ㉑ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉓ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉔ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。
- ㉕ 18欄の「イ」は、建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れてください。同項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受けない場合は、「無」に「レ」マークを入れてください。なお、申請に係る建築物が複数ある場合で、そのうち一部の建築物のみが建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「有」に「レ」マークを入れた上で、20欄に当該建築物の番号（第四面の1欄の番号をいう。）を記入してください。
- ㉖ 18欄の「ロ」は、建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項に係る経過措置の適用を受ける場合は、「建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項」に「レ」マークを入れてください。建築士法第20条の2第2項に規定する構造関係規定のうち建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項以外の規定に係る経過措置の適用を受ける場合は、「その他」に「レ」マークを入れてください。
- ㉗ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなっ